

経済安全保障担当大臣

小野田紀美 殿

「経済安全保障法制に関する提言」

令和8年3月5日



日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武



経済安全保障法制に関する提言

- 世界を見ると、経済的威圧による脅威の増大やAI・量子等の先端技術の開発競争の激化など、わが国の経済力を支える産業・技術基盤に対するリスクは増大しており、経済安全保障の重要性はますます高まっている。
 - こうしたなか、2022年5月に成立した『経済安全保障推進法』について、制定時の附則に「施行後三年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講じる」と規定されたことから、今般、政府は、改正案を提出する準備を進めている。
 - 4年を経て、初めて大がかりな改正を行うというのであれば、大きな柱を明確に記すべきである。
 - 振り返れば、日本の経済安全保障上のリスクは、2010年に起きた尖閣諸島沖における中国漁船の衝突事件で、“レアアース（希土類）の調達における対中依存”というかたちで初めて浮き彫りになった。
 - この事件を受けて、政府は、レアアースの調達先の分散化と開発を推進したものの、その後、再び中国への依存度が高くなっているのが実情で、日本の経済安全保障政策は、軸が据えられていないと言える。
 - こうしたことを踏まえ、日本の経済安全保障の軸を据え、より強靱化するために必要な施策について、『日本維新の会』として提言を行う。
- 1 サプライチェーン強靱化に向けた対応の強化
- (1) 安定供給確保に支障が生じるケースの幅広い想定
- 政府は、物資の安定供給に支障が生じる事態が起きた場合には、安定供給確保のため、関係者が広く連携・協力する努力義務を新たに規定する措置を検討している。
- これらの措置については、経営状況の悪化や海外移転など、事業者の経済活動に起因する事態のみならず、▽経済的威圧の発生に伴い事業を縮小せざるを得なくなった場合や、▽懸念国の影響を受けた投資家が買収を試み

た場合など、外部からの悪意ある行為に起因する事態にも適切に対応できるようにすべきである。

(2) 需要サイド、需要事業者への対策の必要性

- これまでの経済安全保障の考えでは、供給側に対する支援策ばかりを行ってきた。

レアアースで言えば、調達先分散化の推進をめざしたものの、需要事業者は、市場メカニズムの観点から、安価で供給してくる中国への依存から抜け出せなかった。

今般、供給を受ける者、その他関係者の協力を求めることができるという方向性は前進だが、需要サイドへの対策にもっと焦点を当てて、明確に打ち出すべき。

特定重要物資については、市場メカニズムに委ねるだけではなく、特定国に依存するリスクを低減化させているかどうか、また、調達サイドを多角化しているかどうかを補助金や税制優遇の要件にするなど、需要事業者のインセンティブが働くようにして安定供給を確保すべきである。

(3) 特定重要物資の検証と見直し

- 経済安全保障は、防衛産業や先端技術のみならず、国民の生命・健康を支える基礎的分野にも及んでいる。

例えば、レアアースに関連して言えば、パラジウム合金やチタンなど、歯科医療など身近な生活の中で使われる重要鉱物の調達が、近年、不安定化している。医薬品の多くが海外原薬に依存している現状を踏まえれば、国民の生命・健康に直結する、経済安全保障上の課題と言える。

また、医薬品にかぎらず、さまざまな分野についても、その供給途絶や外部依存などのおそれがあり、こうした点も踏まえ、これまでの指定対象の妥当性を改めて検証し、不断に見直すべきである。

(4) 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置

- 政府は、重要な物資の供給に不可欠な「役務」に対しても、供給途絶や外部依存などのおそれがある場合、特定重要物資として指定・支援する方向で検討している。

このうち、海底ケーブルについても、「敷設」が、不可欠な「役務」にあたり、わが党と自由民主党との連立政権合意書においても、「南西諸島における海底ケーブルの強靱性を強化するための施策を推進する」ことが盛り込まれている。

海底ケーブルは経済安全保障上重要で、切断の防止や、切断された場合の修復能力の向上も必要であり、「敷設」のみならず、切断の防止や修復についても、経済安全保障推進法に基づく支援措置を講じるべきである。

- また、現在、わが国発着の国際海底ケーブルの陸揚げ拠点は、房総半島や志摩半島に集中している。このため、2011年の東日本大震災の際、房総半島に置いている各事業者の陸揚げ拠点が、一斉に被害を受けて使えなくなる事態も起きた。

政府は、海底ケーブルの自律性、防護体制の強化のため、陸揚げ拠点の分散化を検討すべきである。

- さらに、政府は、現在、国民生活・経済活動が依拠し、経済安全保障を支えるわが国の造船業の再生に向けた取組を進めていて、去年12月には、船体を特定重要物資に指定し、支援を行うことになった。

この支援について、新しく造船することのみならず、「船舶の修繕」も、他国への依存から脱却すべく、支援措置を講じていくべきである。

2 基幹インフラ制度への医療分野の追加

(1) 指定病院の経営圧迫と地域医療の影響への考慮

- 国民生活の基盤となる重要な社会インフラについて、安定供給の妨害を防ぐため、重要設備の導入・維持管理などを委託する際には、事前に国に届け出を行い、審査を受けることになっていて、今般、この制度の対象に、医療分野が追加される方向で検討されている。

具体的には、▽対象事業者として、『医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（DX 支払機構）』と、各都道府県にある大学病院などの特定機能病院が選ばれ、▽その対象設備には、電子カルテに関する設備などが検討されている。

医療は国民生活に直結する分野なので、新たな対象になることは良いが、指定された特定機能病院などに生じる新たな経済的な負担や経営の圧迫などについては考慮する必要がある。

制度指定による当該病院の経営環境、地域医療提供体制への影響などについて、定期的な効果検証を行い、必要に応じて対象範囲の見直しなどを行うべきである。

3 総合的な経済安全保障シンクタンク

(1) 省庁の縦割り打破と守秘義務

- 政府は、外交・情報・防衛・経済などの専門知識を総合的に結集し、適切な経済安全保障にかかる政策立案の土台とすべく、「総合的な経済安全保障シンクタンク」を設立する方向で検討している。

このシンクタンクは、これまでの知的・人的蓄積の状況を踏まえ、『独立行政法人経済産業研究所（RIETI）』内に設置される方向で検討されている。

経済安全保障は、数多くの省庁の所管事項にまたがる課題なので、省庁の「縦割り」を打破し、真に“政府全体”として行う総合的な政策立案に資する取組とすべきである。

- また、シンクタンクが実施する調査研究を、政府の要請に的確に応え、政策に直結するものにするためには、政府が保有する機微情報をシンクタンクの構成員にも共有することが重要である。

一方、シンクタンクに共有した情報が漏洩した場合、わが国及び国民に対する脅威が生じるおそれもあり、政府は、シンクタンクにおいて適切な情報管理が徹底されるよう、国家公務員と同等の守秘義務を課すべきである。

4 デジタル赤字の解消

(1) 解消に向けた総合的な施策の検討

- わが国の「デジタル赤字」は年々拡大し、経済産業省の推計によれば、2035年には最大45兆円にも及ぶと言われている。

その要因の多くが、海外クラウドやOSライセンス、広告プラットフォームなどに対する支払いで、単なる経常収支上の問題にとどまらず、▽日本企業の付加価値創出力の低下、▽デジタルという成長分野における国内投資・雇用機会の逸失など、国家競争力の低下を招く、極めて由々しき問題である。

デジタル赤字の解消こそ、国家競争力の強化につながる経済安全保障そのものとする。政府は、デジタル赤字の解消に向けて、各省庁における施策の総合的な検討を一層進めていくべきである。

特に、スタートアップ支援、規制改革、政府調達による市場形成など、研究開発から産業化までを連続的に支援する政策設計のほか、デジタル人材の確保・育成も不可欠で、国内人材の育成に加えて、海外研究者・高度技術者の招聘も積極的に検討すべきである。

(2) クラウド基盤の整備と海外依存からの脱却

- 国産のデータセンター・クラウドサービスを可能とする基盤技術の確立は不可欠であり、国産技術の強化支援は急務である。

現行法でも、クラウドプログラムを特定重要物資に指定して支援を行っている。

当該施策には、巨額の公的資金が投入されていることから、移行にかかる工程管理、技術水準の達成目標、国内事業者の選定プロセスの透明性について明確な基準を設け、説明責任を徹底すべきである。

- 政府が進めている「ガバメントクラウド」のシェアが、海外事業者が圧倒していて、今後、日本のクラウド提供事業者との間で競争原理が働くのか疑問に思うほど、差が付いている。

この寡占状態が続くと、特定の事業者から抜けられなくなる、いわゆるクラウド・ロックインの状態になり、“経済安全保障の推進を掲げながら、政府のデータの扱いを海外事業者に任せている”という状況に至ってしまう。

機微のガバメント情報は、情報保全の観点から日本企業が請け負うべきであり、日本のクラウド提供事業者が育成・参入できるよう、「ガバメントクラウド」の調達基準、国産クラウドの利用率の目標設定など、柔軟に政策形成に取り組むべきである。

国内に各種データを蓄積させることで、多くの分野でデータを活用し、わが国のデジタル産業を活性化させることが可能になることを忘れてはいけない。

(3) 海外への展開

○ 海外へのデジタル関連産業のさらなる展開が必要である。外需獲得による「受取」の増加はデジタル赤字縮小に資することから、政府は、民間事業者による事業獲得に向けた支援策を積極的に講じるべきである。

○ 同志国のソブリンクラウドやデータセンターが、わが国の技術を活用して整備されることになれば、政府間での連携強化につながることも期待される。

現地の国際標準化戦略の推進など、国産技術の国際展開を下支えし、日本企業が、海外で付加価値を獲得できる環境整備を進めるべきである。

以上